

- ◆ 障害者の住まいの場の確保等については、国（厚生労働省・国土交通省）だけではなく地方公共団体においても、福祉部門と住宅部門が連携して取り組むことが重要
- ◆ このため、厚生労働省・国土交通省が連名で地方公共団体に対し、「障害者の住まいの確保のための福祉部局と住宅部局の連携について（厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、障害保健福祉部企画課長、障害保健福祉部障害福祉課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長、安心居住推進課長から都道府県・指定都市障害保健福祉主幹部長、住宅主幹部長あて）」を通知し、障害者向けの施策の情報共有・連携を強化

平成21年11月12日及び平成24年5月31日の2度発出

(厚生労働省・国土交通省連名通知についての参考資料)

障害者が安心して暮らすことができる住まいの場の確保

障害のある人の多様な暮らしを支援していくためには、グループホームとともに様々な形で『住まいの場』を増やしていくことが重要

福祉部局（厚生労働省）と住宅部局（国土交通省）の連携による取組

希望する障害者を
共同での生活を
希望する障害者を
自宅など在宅での生活を

グループホーム・ケアホームの整備の促進等

- ★ 厚生労働省における施設整備費の助成等や国土交通省の「社会資本整備総合交付金」、「高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業」の活用により、各自治体が定める障害福祉計画に基づく計画的な整備を支援。
- ★ 公営住宅をグループホーム等として活用するためのマニュアルの周知
- ★ 平成23年10月からグループホーム等を利用している障害者に対して月額1万円を上限に家賃助成を実施（*）

(参考) グループホーム、ケアホームの利用者数の推移

年度	利用者数 (人)
平成17年度	37,499人
平成18年度	42,027人
平成19年度	48,394人
平成20年度	55,983人
平成21年度	63,323人
平成22年度	69,192人

（注）各都道府県（平成23年度のみ11県）サービス提供開始（国保連データ）

複数の障害者が利用する共同生活住居との連携を前提とした1人暮らしに近い形態のサテライト型のグループホームを検討

公的賃貸住宅への入居の促進

- ★ 障害者の優先枠の設定や障害者向けの公営住宅の供給等による入居促進
- ★ 既存民間住宅の一部を借り上げて行う公営住宅の供給
- ★ 公的賃貸住宅団地の余剰地に福祉施設等を積極的に誘致・導入

民間賃貸住宅への入居の円滑化

- ★ 障害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する居住支援協議会の積極的な活用及び自立支援協議会との緊密な連携
- ★ (財)高齢者住宅財団が未払い家賃の債務保証を行う家賃債務保証制度の普及
- ★ 民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業により障害者等が円滑に入居できる民間住宅を拡充し、重層的な住宅セーフティネットを強化。

住宅のバリアフリー化の支援

- ★ 所得税や固定資産税を減税するバリアフリー改修促進税制の周知徹底

地域移行支援・地域定着支援の個別給付化

- ★ 障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害者に対し、住居の確保など地域生活に向けた支援を行う「地域移行支援」1人暮らし等の障害者と常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う「地域定着支援」を平成24年度から実施（*）

(参考) 居住支援協議会の概要

地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、障害者等（住宅確保要配慮者）及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施。

* 平成22年12月に公布された障害者自立支援法等の一部改正法に伴うもの

56

9